

# 第5章 各種サービス



## I. サービスと利用者負担額

### 1. 障がい福祉サービス

サービスの種類は、主に在宅のサービスと施設サービスに分けられます。

在宅サービスは入浴や排泄などの介助を行う身体介護や、買い物や調理などを行う家事援助、重度の視覚障がい者の外出を支援する同行援護などがあります。

また、施設サービスは施設で夜間や休日の食事や入浴等の介助をする施設入所支援や、就労に必要な訓練などを行う就労移行支援、日中の活動の場として就労継続支援や生活介護などがあります。

利用を希望する場合は、利用するサービスにより認定調査や判定が必要になります。

その他、補装具費の給付などのサービスがあります。いずれも申請が必要となりますので、事前にご相談ください。

### 2. 利用者負担額について

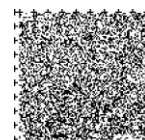
原則一割負担ですが、生活保護世帯や非課税の「世帯」は利用者の負担はありません。その他、「世帯」の課税額によって、1か月の負担上限額が設定されます。

※「世帯」とは、住民票上の世帯ではなく、18歳以上の場合は本人とその配偶者、18歳未満の場合は保護者をさします。（但し、施設入所者は20歳未満まで保護者をさします。）

【負担区分一覧表】

区分	世帯の収入		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般	市民税課税世帯	所得割額16万円未満の世帯	9,300円
		児童の場合は、所得割額28万円未満の世帯	4,600円
	上記以外の世帯		37,200円

※施設入所支援及び共同生活援助等の施設居住系の利用者負担額は、一部異なります。



### 3. 地域生活支援事業

この事業は、地域の実情に応じて市が柔軟な事業形態により行うサービスです。

移動支援事業や日常生活用具支給事業、コミュニケーション支援事業、日中一時支援事業などの事業を実施しています。

利用者負担額は原則一割負担ですが、「世帯」の課税状況やサービスにより異なります。負担区分一覧表と同額です。

※「世帯」とは、住民票上の世帯ではなく、18歳以上の場合は本人とその配偶者、18歳未満の場合は保護者をさします。

### 4. 介護保険制度との関係について

65歳以上の方や40歳以上の一部の疾患により介護保険制度の給付が対象となる場合は、原則、介護保険サービスの給付が優先となります。

ただし、障がい福祉サービスに該当するサービスが介護保険にない場合や、提供する介護保険事業所がない場合等、サービスを利用できないときは障がい福祉サービスを利用することができます。

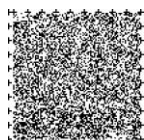
### 5. 障害者総合支援法における難病患者等のサービス利用について

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい福祉サービスの対象者に、新たに難病患者等（治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾患であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が追加されました。

新たに対象となる方は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、区分認定など必要な手続きを経て、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となります。

- ・障がい児や障がい者については、障がい福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業が対象です。
- ・障がい児については、障がい児通所支援が対象です。

対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等※）をご持参のうえ、支給申請してください。その後、障がいの支援区分の認定などの手続きが必要となります。



※埼玉県で認定している特定疾患には、国で定めた難病疾患以外のものが含まれています。  
その疾患に該当する場合は制度の対象外となりますので、ご注意ください。

【対象の疾患】詳しくは、下記の厚生労働省のホームページ「障害者総合支援法の対象となる難病等について」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/hani/index.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hani/index.htm)

## 6. サービス等利用計画について

平成 24年4月の障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正により、障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用するすべての利用者の方に対して、「サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）」を作成することが定められました。市はその計画に書かれている内容を勘案して、支給決定を行います。

### ・ サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）とは・・・

障がい者（障がい児）の自立した生活を支え、障がい者（障がい児）の抱える課題の解決や適切なサービスを提供するために、また、乳幼児期から学齢期、成人期までのライフステージによって切れ目なく支援をつなぐためのツールとして作成するものです。

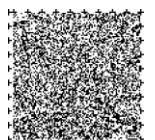
### ・ 計画を作る人は・・・

計画は、原則、市が指定した「指定特定相談支援事業者」「指定障がい児相談支援事業者」の相談支援専門員が作成することとされています。

相談支援専門員が居宅訪問や面接等を行い、心身の状況や置かれている環境、サービス利用の意向等をお伺いしながら、必要な障がい福祉サービスの種類や内容を記載した計画を作成します。

### ・ 計画作成にかかる費用は？・・・

計画作成の際に、利用者が負担する費用はありません。ただし、遠方の施設等へ入所されている方の場合、その交通費についてご負担いただく場合があります。



・サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）を活用する利点は？・・・

サービス等利用計画・障がい児支援利用計画を活用する主な利点は以下のとおりです。

- ① 相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
- ② 一つの計画を基に関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができます。
- ③ 本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人中心の支援を受けることができます。

・サービス利用までの流れは・・・

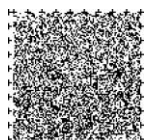
まずは、困っていることをご相談ください。その上で、利用できるサービスのご案内、種類によっては認定調査の必要性について、相談支援事業所の紹介など、利用までの流れをご説明いたします。

【問 合 せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

## 7. 福祉サービスの苦情

契約時の話と実際のサービスが違う等の苦情や不満があるときは、事業所の苦情解決責任者又は、事業所に設置されている第三者委員に相談してください。それでも解決に至らないときは、埼玉県運営適正化委員会でも解決に向けた支援を受けることができます。

【問 合 せ】 埼玉県運営適正化委員会      ☎ 048-822-1243  
☎ 048-822-1406



## Ⅱ. 各種サービス

### 1. 在宅のサービス

#### (1) ホームヘルパーの派遣

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者等に対してホームヘルパーを派遣し、介護や家事などの必要な支援を行います。目的により「身体介護」「家事援助」「行動援護」「重度訪問介護」「重度障がい者包括支援」などがあります。

サービスを利用する場合は、認定調査を行いサービスの支援区分を認定します。なお、介護保険の給付制度の対象となる方は、介護保険のサービスが優先されます。

【対象者】身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、発達障がい・高次脳機能障がい・難病等（国が指定した疾患）と診断されている方

【負担額】27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

【問合せ】共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

#### (2) 外出の支援

##### ① 同行援護サービス

重度の視覚障がい者に対して、ヘルパーを派遣し外出支援を行うサービスです。移動や代筆、代読などの必要な支援を行います。身体状況により身体介護が必要な場合は、認定調査を行いサービスの支援区分を認定します。

軽度の視覚障がいの場合で外出支援が必要な方は、このあとに出てくる「移動支援事業」をご利用いただけます。

【対象者】重度の視覚障がい者

【申請】サービスの利用を希望する場合は、事前にご相談ください。

【負担額】27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

【問合せ】共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

##### ② 移動支援事業

一人での外出に著しい制限がある方に対し、社会生活上必要不可欠な移動や社会参加のための移動等、障がい者の自立のための移動支援を行います。

【対象者】①精神障がい者（自立支援医療受給者も含みます。）

②視覚障がい者、身体障がい者

（上肢・下肢ともに2級以上、又は体幹2級以上）

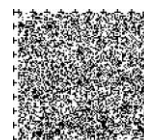
※重度の視覚障がい者は、介護給付の「同行援護」サービスが対象となります。

③知的障がい者

④障がい児

⑤難病等（国が指定した疾患）と診断されている方

ただし、他の移動支援を含むサービスの支給を決定している方は対象外です。



- 【申請】 サービスの利用を希望する場合は、事前にご相談ください。  
【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。  
【問合せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

### (3) 生活サポート事業

障がい者やその家族の暮らしを支援するため、市に登録承認された登録団体が、有料でヘルパー派遣や一時預かりをする事業です。法のホームヘルプサービスでは利用することのできないサービス内容（通学の送迎や通所などの継続的に利用が見込まれる送迎）などが利用できます。

- 【対象者】 障がい者手帳を所持している方（知的障がいと判定を受けている方を含む）、発達に障がいがあると診断されている方。  
【補助時間】 年間150時間を限度として補助します。年度の途中で利用決定された場合は、定率で減少されます。  
【負担額】 1時間あたり950円を限度。ただし、児童は生計中心者の所得に応じて減額されます。その他、入会金、年会費、送迎料など事業所の定めた額の負担があります。  
【問合せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

### (4) 身体障がい者入浴サービス

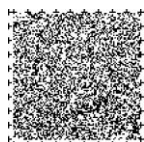
在宅で入浴が困難な重度の身体障がい者に対し、移動入浴車による入浴援護を行います。

- 【対象者】 重度の身体障がい者又はこれに準ずる状態にある方で、医師が入浴可能と認めた方。ただし、介護保険の制度を利用できる方は対象外となります。  
【回数】 週1回を限度  
【費用】 無料（実費相当分は自己負担）  
【申請】 利用を希望する場合は、申請書の他に医師の診断書が必要です。  
【問合せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

### (5) 訪問理美容サービス

重度の障がいなどのために理容店や美容院に出向くことが困難な方に対して、自宅で理美容のサービスが受けられます。

- 【対象者】 重度の障がい者又は要介護3～5に認定されている方  
【回数】 年度内6回を限度  
【費用】 理美容に要する費用は自己負担（出張費は、市が負担します。）  
【問合せ】 長寿応援課、共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）



## (6) 緊急時連絡システム

ひとり暮らし等の障がい者に対して、日常生活上の緊急事態に消防署に通報できる通報機器を設置します。家庭内での急病、事故その他の緊急時に援助を必要とする場合、ボタンを押すと消防署に通報され直ちに救急活動を行います。

【対象者】重度身体障がい者でひとり暮らしの方、または世帯員の就労等により一日の大半がひとり暮らしとなる方

【費用】通報機器を無料で貸与します。

【問合せ】長寿応援課、共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

## 2. 施設利用のサービス

サービスには、次のような種類があります。希望される場合は、事前にご相談ください。

【問合せ】共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

### (1) 施設通所

#### ① 生活介護事業

常に介護を必要とする方に、日中の生活の場として施設内で食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動などを行います。

利用する場合は、認定調査を行いサービスの支援区分を認定します。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

#### ② 就労移行支援事業

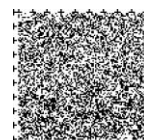
一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

#### ③ 就労継続支援事業（A型、B型）

一般企業などへの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。



#### ④ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

#### ⑤ 児童発達支援事業

身体や知的、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）が通所する事業です。日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。また、地域の障がい児や家族を対象とした支援や相談などを行います。

※手帳の有無は問いません。医師や保健師などにより療育の必要性が認められた児童が対象です。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

#### ⑥ 放課後等デイサービス事業

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中の通所施設です。生活能力の向上のための訓練などを継続的に行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立の促進と、放課後等の居場所づくりを提供します。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

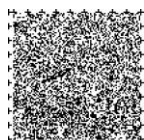
### (2) 短期入所事業（ショートステイ）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等（国が指定した疾患）と診断されている方を介護している方が、疾病その他の理由で介護できなくなったとき、施設に一時入所して必要な支援を受けることができます。

#### ① 介護給付の短期入所事業

法の制度にあたる介護給付の短期入所を利用する場合、あらかじめ認定調査が必要となります。

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。





## ② 重症心身障がい児（者）の短期入所事業

指定施設「心身障害児総合医療療育センター」（板橋区）に短期入所します。

【対象者】 次の要件のどちらにも当てはまる方

- ① 身体障害者手帳1・2級の肢体不自由の方
- ② 療育手帳Ⓐ・Aの方

【入所期間】 原則として1か月につき最高7日間まで利用できます。

【負担額】 利用日数に応じて一定の費用負担があります。

【申請】 前々月の20日までに申請が必要です。

## (3) 日中一時支援事業

介護者が冠婚葬祭などで日中一時的に障がい者を介護できなくなったときに、施設などで一時的にお預かりして介護します。

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方。難病等（国が指定した疾患）と診断されている方。

【利用時間】 ①4時間未満 ②4時間以上8時間未満 ③8時間以上

【負担額】 利用金額の1割負担となりますが、利用時間や障がいの状態により負担する金額は異なります。

【申請】 利用を希望する場合は、事前に申請が必要です。

## (4) 施設入所等

施設で夜間や休日、入浴や排せつ、食事等の介護などを行います。

### ① 共同生活援助（グループホーム）

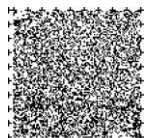
【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

その他、家賃、食費等がかかります。生活保護や市民税非課税世帯の場合、その家賃を対象として、一人当たり月額1万円を上限に補助があります。

### ② 施設入所支援

【負担額】 27ページ「2. 利用者負担額について」をご参照ください。

生活保護又は市民税非課税世帯の場合、利用料は無料となりますが、食費等がかかります。本人の収入額に応じて異なります。



### 3. 補装具と日常生活用具等

#### (1) 補装具費の支給

補装具は身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具です。日常生活または職業生活を容易にするために、次の補装具の購入又は修理のための費用を支給します。購入、修理される前にあらかじめご相談ください。

【対象者】 身体障害者手帳を持っている方。一部の装具は特定の難病等と診断されている方も対象となります。

※但し、本人及び配偶者（児童の場合は保護者）の市民税所得割額が46万円以上の場合には対象になりません。また、別の制度が対象になる場合は、他法が優先となります。

- ・介護保険の対象者（介護保険の福祉用具で身体状況に対応できない場合は対象となります。）
- ・労災による障がいの方（労働者災害補償保険で補装具が受けられる場合は、そちらが優先となりますので、労働者災害補償保険の各事務所へお問合せ下さい。）
- ・医療保険により治療材料を製作した場合（治療の手段として一時的に使われる場合があります。その場合は健康保険による給付が受けられます。治療終了後、症状が固定した場合に補装具費の支給対象となります。詳しくは、ご加入の健康保険組合へお問合せください。）

#### 【補装具の種目】

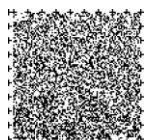
義肢	装具	車いす	電動車いす
座位保持装置	歩行補助つえ	歩行器	視覚障害者安全つえ
義眼	眼鏡	重度障がい者用意思伝達装置	
補聴器	座位保持いす（※1）	頭部保持具（※1）	排便補助具（※1）
起立保持具（※1）	整形靴（※2）	人工内耳（※3）	

補装具費の支給対象は、身体障害者手帳の障がいの部位により異なります。

（※1）の支給対象は、児童のみとなります。

（※2）の支給対象は、難病患者等のみとなります。

（※3）の支給対象は、人工内耳用音声信号処理装置の修理に限ります。



【負担額】 一割の額を負担していただきますが、「世帯」の課税状況に応じて負担上限月額が設定されます。「世帯」の市民税が非課税の場合は無料になります。

※「世帯」の範囲は本人及び配偶者、18歳未満の場合は保護者。

区分	世帯の収入	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円

※補装具費が基準額を上回っている場合は、その差額は自己負担となります。

【申請】 補装具費は、「補装具が必要」と認められた場合に限り支給されますので、事前の相談が必要です。補装具の種目等によっては、県の判定を受ける必要があります。県の判定が不要な場合は、指定医師又は指定医療機関の意見書が必要です。

【問合せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

●志木市社会福祉協議会では車いすの貸出をしています。

【対象者】 志木市内に居住する志木市社会福祉協議会の会員  
（会員の加入は随時受け付けています。年度500円）

【内容】 ア) 貸出期間：6か月の範囲内です。6か月以上のご利用は、貸出期間終了前に継続の手続きをしていただくことで、引き続きご利用になれます。

イ) 利用料：1か月につき1,000円です。

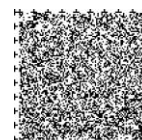
但し、1週間以内の場合は利用料が免除されます。

【問合せ】 志木市社会福祉協議会 地域福祉担当

☎ 474-6508

## (2) 日常生活用具等の給付

日常生活用具は、身体に障がいのある方が日常生活を営むことを容易にするための用具です。障がい者（児）、特定の難病と診断されている方、小児慢性特定疾病児、難聴児に対し給付されます。それぞれ、給付される用具の種類や対象者等は異なります。障がいの内容によっては対象とならない場合があります。



## ① 障がい者等日常生活用具給付事業

【対象者】重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方、難病等（国が指定した疾患）と診断されている方

※但し、本人及び配偶者（児童の場合は保護者）の市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象になりません。

また、介護保険の対象者で介護保険で給付または貸与を受けられる場合は対象外となります。

【申請】用具の給付を希望する場合は、事前にご相談下さい。

【負担額】給付に要する費用の1割（10%）の額を負担していただきます。

但し、ストマ装具、紙おむつについては、負担額は5%となります。

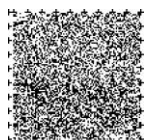
「世帯」の課税状況によって、負担上限額が決定されます。「世帯」が非課税の場合は無料です。※「世帯」の範囲は、本人及び配偶者（児童の場合は保護者）。

区分	世帯の収入	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円

※用具が基準額を上回っている場合は、その差額は自己負担となります。

【用具の種目及び障がい程度】 別表1

【問合せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）



別表1【日常生活用具（重度障がい者用・児童用）】

種 目		対象年齢		対象等級	備 考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	学齢児以上	身難	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	褥瘡防止用具	18歳以上	身難	1級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
		3～17歳	身難	1級、2級	
	特殊尿器	学齢児以上	身難	1級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	入浴担架	3歳以上	身	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい
	体位変換用具	学齢児以上	身難	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	移動用リフト	3歳以上	身難	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	訓練椅子	3～17歳	身	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい
	訓練用ベッド	学齢児以上	身難	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
トイレチェアー	学齢児以上	身	なし	脊椎損傷等により通常の便座上で座位を保てない方	
自立生活支援用具	入浴補助用具	3歳以上	身難	なし	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	便器	学齢児以上	身難	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい難病患者等
	頭部保護帽	なし	身知	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい、知的障がい(Ⓐ、A)又は精神障がい等でてんかん発作等により頻繁に転倒するもの	
	歩行補助つえ	なし	身	なし	肢体不自由
	移動・移乗支援用具	3歳以上	身難	なし	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい難病患者等
	特殊便器	学齢児以上	身知難	1級、2級、知的障がい(Ⓐ)	上肢障がい、難病患者等
	火災警報機	なし	身知精	1級、2級、Ⓐ、A 1級	火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準ずる世帯)
	自動消火器	なし	身知精難	1級、2級 Ⓐ、A 1級	火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準ずる世帯)
	電磁調理器	なし	身	1級、2級	盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯
18歳以上		知	Ⓐ、A		
歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上	身	1級、2級	視覚障がい	

	聴覚障がい者用屋内信号装置	なし	身	なし	聴覚障がいの身体障害者手帳を所持している人で、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	視覚障がい者用誘導装置	なし	身	なし	視覚障がい
	車椅子用段差昇降機	学齢児以上	身	1級、2級	下肢又は体幹機能障がい等で常時車椅子を使用する方
	携帯用信号装置	なし	身	なし	聴覚障がい
在宅療養等支援用具	透析液加温器	3歳以上	身	1級、3級	じん臓機能障がい
	ネブライザー（吸入器）	学齢児以上	身難	3級以上	呼吸機能障がい、又は同程度と認められるもの
	電気式たん吸引器	学齢児以上	身難	3級以上	呼吸機能障がい、又は同程度と認められるもの
	酸素ポンプ運搬車	なし		なし	医療保険における在宅酸素療法を行うもの
	盲人用音声式体温計	学齢児以上	身	1級、2級	視覚障がい者（単身世帯及びこれに準ずる世帯）
	盲人用体重計	なし	身	1級、2級	視覚障がい者（単身世帯及びこれに準ずる世帯）
	盲人用血圧計				
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	なし	難	なし	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	学齢児以上	身	なし	音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由
	情報・通信支援用具	なし	身	1級、2級	上肢の障がい又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	なし	身	1級、2級	視覚障がい
	点字器	なし	身	なし	視覚障がい
	点字タイプライター	就学もしくは就労（見込みも含む）	身	1級、2級	視覚障がい
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	学齢児以上	身	1級、2級	視覚障がい
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	学齢児以上	身	1級、2級	視覚障がい
	視覚障がい者用拡大読書器	学齢児以上	身	なし	視覚障がい
	盲人用時計（触読時計） （音声時計）	なし	身	1級、2級	視覚障がい
	視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	なし	身	1級、2級	視覚障がい
	聴覚障がい者用通信装置	学齢児以上	身	なし	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する
	聴覚障がい者用情報受信装置	なし	身	なし	聴覚障がい

	人工喉頭（笛式、電動式、埋込型人工鼻）	なし	身	なし	音声言語障がいのあるもの
	視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）	学齢児以上	身	なし	視覚障がい
	点字図書	なし	身	なし	視覚障がい
	文字放送ラジオ	なし	身	なし	聴覚障がい
支援用具 排泄管理	ストマ装具	なし	身	なし	ぼうこう・直腸障がい
	紙おむつ	なし	身	1級、2級	脳原性運動機能障がい
	収尿器	なし	身	なし	脊椎損傷者など排尿の調節ができないもの
修宅費改	居宅生活動作補助用具	学齢児以上	身難	3級以上	下肢又は体幹機能障がい等難病患者等

※身 身体障がい者  
知 知的障がい者  
精 精神障がい者  
難 難病等（国が指定した疾患）と診断されている方

## ② 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

【対象者】 小児慢性特定疾病児で、児童福祉法及び障がい者総合支援法等の施策の対象とならない方（用具の種目によって対象者が異なります。）

【申請】 用具の給付を希望する場合は、事前にご相談ください。  
申請には、申請書の他に小児慢性特定疾病医療受給者証が必要です。

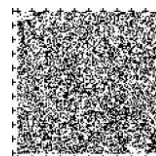
【負担額】 生計中心者の前年所得税額により異なります。

【用具の種目及び対象者】 別表2

【問合せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

### 別表2【日常生活用具（小児特定疾病児用）】

種目	対象者	性能
特殊マット	寝たきりの状態にある方	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	寝たきりの状態にある方	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある方	介助者が小児特定疾病児の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの。
便器	常時介助を要する方	小児特定疾病児が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので小児特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。



特殊便器	上肢機能に障がいのある方	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な方	小児特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な方	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。手すり、スロープ、歩行器等。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能障がいのある方	小児特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸機能に障がいのある方	小児特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調整が著しく難しい方	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御能力が著しく欠けて、癌や神経障がいを起こすことがある方	紫外線をカットできるもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。

### ③ 難聴児補聴器購入費助成事業

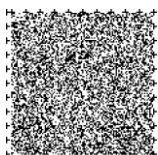
- 【対象者】・両耳の聴力レベルが70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童
- ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの
- 【申請】 用具の給付を希望する場合は、事前にご相談ください。  
申請には、指定医師による診断書が必要です。
- 【助成額】 補聴器の購入費用と基準額を比較して少ない方の額の3分の2以内  
ただし、世帯に市民税所得割額が46万円を超える方がいる場合は、対象となりません。

## 4. 行動範囲の拡大の支援

障がいのある方々の社会参加など生活圏の拡大のため、また経済的負担の軽減を図るために次の事業を行っています。

### (1) 福祉タクシー利用券等の交付事業

福祉タクシー利用券、自動車燃料券、鉄道・バス利用料補助から一つをお選びいただきます。





【対 象 者】 在宅で生活されている次のいずれかの手帳を所持している方  
ただし、在宅とみなされる施設（グループホーム又は生活ホーム）に入居されている方は、対象となります。

- ①身体障害者手帳 1・2級の方
- ②障がい区分の「下肢」「体幹」「移動」のいずれかがある3級の方
- ③療育手帳 ㊤・A・Bの方
- ④精神障害者保健福祉手帳 1・2級の方

【問 合 せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

### ① 福祉タクシー利用券

1回につき初乗運賃分を助成する福祉タクシー利用券を交付します。

なお、福祉タクシー利用券を使用しても「タクシー運賃の割引」を受けることができます。

【利 用 券】 タクシーの初乗運賃分 ※志木市近郊の初乗り運賃 500 円分の助成  
（1年度 24 枚：年度途中の手帳取得等は、交付枚数が変わります。）

【利 用 方 法】 乗車の際に、手帳を提示し、福祉タクシー券を乗務員に渡してください。

【利用できるタクシー会社】 埼玉県乗用旅客自動車協会加入のタクシー会社はすべて利用  
できます。

【申請に必要なもの】 障がい者手帳

### ② 自動車等燃料券の交付

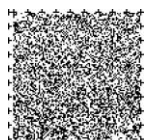
自家用車等の燃料券を交付します。

【自 動 車】 対象となる車両は、重度障がい者の通学、通勤、通院等に利用するための  
自家用自動車（営業の用に供するものを除く。）または原動機付自転車で  
重度障がい者又は、その者と生計を一にする者が所有するもの。

【燃料助成額】 年間 12,000 円（1枚 500 円券を年間 24 枚：年度途中の手帳取得  
等は、交付枚数が変わります。）

【申請に必要なもの】 障がい者手帳、自動車検査証（コピー可）。

【利 用 方 法】 市内、燃料券使用可能ガソリンスタンドで、燃料給油時に利用できます。



### ③ 鉄道・バス利用料補助

鉄道やバスを利用する際に使用するパスモ又はスイカに、現金による入金額を補助します。  
※鉄道・バス以外に使用することはできません。

【補助額上限】 年間12,000円（年度途中の手帳取得等は金額が変わります。）

【請求に必要なもの】 障がい者手帳、チャージしたPASMOまたはSuicaカード、  
領収書、振込先のわかる通帳またはキャッシュカード

### (2) タクシー運賃の割引

タクシーを利用するとき、運賃が割引されます。福祉タクシー利用券と併用できます。

【対象者】 身体障害者手帳・療育手帳を持っている方

【内容】 身体障害者手帳・療育手帳を提示することにより、表示額の10%割引が受けられます。

詳しくは、各タクシー会社にお問い合わせください。

### (3) 自動車運転適性相談

障がいのある方が自動車の運転免許を受ける場合、事前に免許センターで運転適性等の検査・相談を受けてください。

【費用】 無料

【申請に必要なもの】 障がい者手帳、証明用写真2枚

(6か月以内に撮影したもので、縦3cm×横2.4cm)

【問合せ】 埼玉県警察本部運転免許センター1階 運転免許試験課適性相談室

所在地 鴻巣市大字鴻巣405-4

☎ 048-543-2001

FAX 048-543-7727

受付日時：月～金曜日（祝休日を除く） 午前9時～午後4時

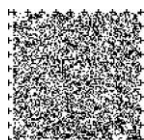
### (4) 自動車運転免許取得費の補助

障がい者、自営若しくは就職等を目的に各都道府県公安委員会が指定した自動車教習所で免許を取得する場合に、要する費用の3分の2を補助します。本人及び同一世帯での扶養義務者の所得による制限があります。事前に共生社会推進課に相談してください。

【補助額】 運転免許取得費の3分の2(限度額18万円)

【申請に必要なもの】 障がい者手帳、運転免許取得費支出証明書(所定の書式)、運転適性検査結果表の写し、所得証明書、印鑑

【問合せ】 共生社会推進課(第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階)



## (5) 自動車運転免許の無料教習

18歳以上の身体障がい者が自動車運転免許を取得する場合、身体障害者運転能力開発訓練センターで所定の教習料金が無料で運転教習を受けることができます。(公共職業安定所に求職登録してあること等の要件があります)。

※運転免許停止中に運転して、取消処分を受けたことがあるなど、過去に顕著な違反がある場合は、受講できない場合があります。

【問 合 せ】 身体障害者運転能力開発訓練センター「東園(あずまえん)自動車教習所」

所在地 新座市堀ノ内2-1-46

☎ 481-2711 FAX 481-6578

ホームページ <http://www.azumaen.or.jp/>

## (6) 自動車改造費の助成・貸付

自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部を補助します。本人及び同一世帯での扶養義務者の所得による制限があります。事前に共生社会推進課に相談してください。

【対 象 者】 ・ご本人が自動車を取得、運転し、就労等に伴うもの  
・身体障害者手帳所持者で障がい部位が上肢、下肢又は体幹機能障がい

【補 助 額】 改造費用(限度額 10万円)

【申請に必要なもの】 身体障害者手帳、運転免許証の写し、改造費用見積書  
自動車検査証の写し、所得証明書、印鑑

【問 合 せ】 共生社会推進課(第1庁舎:フォーシーズンズ志木8階)

### ●自動車購入・改造費の貸付

生活福祉資金(福祉資金の障がい者自動車購入・改造費)

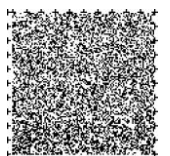
【問 合 せ】 志木市社会福祉協議会 総務担当 ☎ 485-1177

## (7) 志木市デマンド交通

既存のタクシーを活用して自宅と公共施設や病院、商業施設などの共通乗降場または共通乗降場間を低額な運賃で利用できる公共交通サービスです。

【対 象 者】 65歳以上の高齢者、障がい者等(※)、要介護認定者、妊婦、未就学児などです。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

※「障がい者等」とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で手帳の交付を受けている方、および難病患者(難病患者に対する医療等に関する法律の対象となる疾病に該当する方)です。



【申請手続】 事前登録が必要です。利用登録申請書に必要事項をご記入の上、都市計画課又は柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所、第1庁舎（共生社会推進課、長寿応援課、子ども支援課）、健康増進センターにご提出ください。利用登録証は後日郵送いたします。

【利用料金】

タクシー料金	利用料金（1台1回）
1,000円未満	300円
1,000円以上 1,500円未満	500円
1,500円以上	1,000円

【問合せ】 都市計画課（第2庁舎：EH第9ビル）

## (8) 福祉車両のレンタカー料金補助

外出に介助を必要とする高齢者や障がいのある方の社会参加を促進するため、レンタカー事業者から車いすのまま乗り降りができる車両を借り受けた際の利用料金を補助します。

【対象者】 志木市内に居住する志木市社会福祉協議会の会員で、車いすやストレッチャー等を使用しているため、他の交通機関の利用が困難な者及びその者の親族等（会員の加入は随時受け付けています。年度500円）

【対象車両】 車いす乗降装置付きの普通自動車及び軽自動車

【補助額】 福祉車両の利用料金の5分の4（100円未満の端数は切り捨て）  
上限月額10,000円

※保険料や燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、利用予約取消料などの費用は補助金対象外

【申請手続】 利用した月から3か月以内に、以下の書類を窓口に直接又は郵送でご提出ください。

- ・所定の申請書（下記のURLからダウンロードできます）
- ・レンタカー事業者が発行した領収書及び利用日、利用車両などの利用内容が記載された書類の写し
- ・申請者（福祉車両を借りた人）の身分証明書の写し
- ・利用者の身体障害者手帳又は介護保険被保険者証等の写し

【問合せ】 志木市社会福祉協議会 地域福祉担当 ☎ 474-6508

所在地 上宗岡1-5-1

ホームページ：<http://www.shiki-syakyo.or.jp/>

